

瀬戸市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第31号

瀬戸市危険物規制規則の一部を改正する規則

瀬戸市危険物規制規則（平成19年瀬戸市規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(仮の貯蔵又は取扱いの承認等)</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物の仮の貯蔵又は取扱いの承認を受けようとする者は、<u>省令第1条の6に規定する申請書</u>に次の各号に掲げる書類を添付して、仮に貯蔵し、又は取り扱おうとする日の5日前までに消防長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(製造所等の設置又は変更の許可)</p> <p>第3条 市長は、法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可（以下「許可」という。）をしたときは危険物製造所等設置・変更許可書<u>（以下「許可書」という。）</u>に、許可をしないときは危険物製造所等設置・変更不許可通知書に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。</p> <p>(仮使用の承認等)</p>	<p>(仮の貯蔵又は取扱いの承認等)</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物の仮の貯蔵又は取扱いの承認を受けようとする者は、<u>危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書</u>に次の各号に掲げる書類を添付して、仮に貯蔵し、又は取り扱おうとする日の5日前までに消防長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(製造所等の設置又は変更の許可)</p> <p>第3条 市長は、法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可（以下「許可」という。）をしたときは危険物製造所等設置・変更許可書に、許可をしないときは危険物製造所等設置・変更不許可通知書に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。</p> <p>(仮使用の承認等)</p>

第5条 市長は、法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認（以下「仮使用承認」という。）をしたときは危険物製造所等仮使用承認書に、承認をしないときは危険物製造所等仮使用不承認通知書に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の承認を取り消したとき（第25条第2項の規定により取り消したときを除く。）は、危険物製造所等仮使用承認取消通知書を申請者に交付するものとする。

3 <省略>

（製造所等の用途廃止の届出の添付書類等）

第7条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、法第12条の6の規定により製造所等の用途の廃止の届出をするときは、廃止の日から7日以内に、省令第8条に規定する届出書に当該製造所等に係る許可書及び政令第8条第3項の規定による完成検査済証（以下「完成検査済証」という。）並びにタンクを有する製造所等にあつては、政令第8条の2第7項の規定によるタンク検査済証（以下「タンク検査済証」という。）並びに次項に規定する措置の実施状況が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 関係者は、廃止しようとする製造所等に政令第13条第1項第1号に規定する地下貯蔵タンクがある場合は、法第12条の6の規定により届け出るまでに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) タンク内及び配管内の危険物を完全に除去すること。

(2) タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄し、及び気相部が生じないようにタンク頂部まで水を充填し、又はガス検知器によりタンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。

第5条 市長は、法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認をしたときは危険物製造所等仮使用承認書に、承認をしないときは危険物製造所等仮使用不承認通知書に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の承認を取り消したときは、危険物製造所等仮使用承認取消通知書を申請者に交付するものとする。

3 <省略>

（製造所等の用途廃止の届出の添付書類等）

第7条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、法第12条の6の規定により製造所等の用途の廃止の届出をするときは、廃止の日から7日以内に、省令第8条に規定する届出書に当該製造所等に係る第3条の規定による許可書（以下「許可書」という。）及び政令第8条第3項の規定による完成検査済証（以下「完成検査済証」という。）並びにタンクを有する製造所等にあつては、政令第8条の2第7項の規定によるタンク検査済証（以下「タンク検査済証」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

(3) タンクを撤去すること。ただし、やむを得ずタンクを埋設した状態にしておく場合は、次に掲げる措置を講じること。

ア タンク内に水又は砂を充填すること。

イ 注入口又は注入口保護箱に鍵をかけ、並びに通気管、消費設備等に至る地上配管を切断し、及び当該切断部分に閉止板を設置すること。

(危険物保安監督者等の選任の届出の添付書類)

第8条 法第13条第2項の規定による危険物保安監督者及び次条第2項の規定による危険物取扱者の選任の届出書には、危険物保安監督者等選任届出添付書を添付しなければならない。

(危険物取扱者の選解任等)

第9条 関係者（法第13条第1項に規定する所有者、管理者又は占有者を除く。）は、法第13条の2第1項に規定する危険物取扱者免状の交付を受けている者の中から危険物取扱者を選任しなければならない。

2 前項の危険物取扱者を選任したときは、遅滞なく、危険物取扱者選任・解任届出書により市長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

(定期点検の結果の届出等)

第11条 法第14条の3の2に規定する所有者、管理者又は占有者は、市長が必要と認めたときは、定期点検結果届出書に点検記録の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 省令第62条の5の2第1項に規定する地下

(危険物保安監督者の実務経験の証明)

第8条 省令第48条の3後段に規定する実務経験を証明する書類は、危険物保安監督者選任届出添付書によるものとする。

(危険物取扱者の選解任の届出)

第9条 関係者（法第13条第1項に規定する所有者、管理者又は占有者を除く。）は、法第13条の2第1項に規定する危険物取扱者免状の交付を受けている者の中から危険物取扱者を選任し、又は解任したときは、危険物取扱者選任・解任届出書により遅滞なく市長に届け出なければならない。この場合において、選任の届出書には危険物取扱者選任届出添付書を添付しなければならない。

(定期点検の結果の届出)

第11条 法第14条の3の2に規定する所有者、管理者又は占有者は、市長が必要と認めたときは、定期点検結果届出書に点検記録の写しを添付して届け出なければならない。

貯蔵タンク及び二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻並びに省令第62条の5の3第1項に規定する地下埋設配管（以下「地下貯蔵タンク等」という。）並びに省令第62条の5の4に規定する移動貯蔵タンク（以下「移動貯蔵タンク」という。）を有する製造所等の関係者は、市長が必要と認めるときは、省令第62条の5の2第1項、省令第62条の5の3第1項及び省令第62条の5の4に規定する漏れの点検（以下「漏れの点検」という。）の記録の写しを第12条の2第2項に規定する資料提出書に添付して市長に提出しなければならない。

(危険物流出等の事故の原因調査)

第12条の2 市長は、製造所等において、火災が発生するおそれのあった危険物の流出その他の事故が発生した場合は、法第16条の3の2第1項の規定による当該事故の原因の調査をするものとする。

2 市長は、法第16条の3の2第2項の規定により前項の事故が発生した製造所等その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者又は占有者（以下「事故関係者」という。）に資料の提出を命じるときは、資料提出命令書を交付し、及び資料提出書に当該資料を添付して提出させるものとする。
この場合において、市長は、資料提出書のその他必要事項の欄に当該資料の所有権を放棄するか否かを記載させるものとする。

3 <省略>

4 市長は、第2項の規定により資料の提出があった場合において、提出者が当該資料の所有権を放棄しないときは、提出資料保管書を提出者に交付するものとする。この場合において、市長は、当該資料の保管の必要がなくなったときは、提出者に当該資料を返還し、及び返還資料

(危険物流出等の事故の原因調査)

第12条の2 市長は、危険物が流出し、又は流出するおそれがある火災が発生するおそれのあった事故が発生した場合は、法第16条の3の2第1項の規定による当該事故の原因の調査をするものとする。

2 市長は、法第16条の3の2第2項の規定により資料の提出を命じるときは、資料提出命令書を関係者（同項に規定する所有者、管理者又は占有者をいう。第5項において同じ。）に交付するものとする。この場合において、市長は、当該資料の所有権を放棄するか否かを記載した第18条に規定する資料提出書に当該資料を添付して提出させるものとする。

3 <省略>

4 市長は、第2項の規定により資料の提出があった場合において、提出者が当該資料の所有権を放棄しないときは、提出資料保管書を提出者に交付するものとする。この場合において、市長は、当該資料の保管の必要がなくなったときは、提出者に当該資料を返還し、返還資料受領

受領書を徴しなければならぬ。

5 市長は、法第16条の3の2第2項の規定により報告を求めるときは、報告徴収書を事故関係者に交付するものとする。

(軽微な変更工事の届出)

第14条 関係者は、製造所等において法第11条第1項後段の規定による変更の許可を要しない軽微な変更工事を行おうとする場合は、軽微な変更工事届出書により工事開始日の10日前までに市長に届け出なければならぬ。ただし、工事の内容が極めて軽微であって法第10条第4項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準と関係が生じない変更工事又は次の各号のいずれにも該当する保安上の問題を生じさせない変更工事であることが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

(2) 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

(3) 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

(4) 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

(火気使用工事等の届出)

第15条 関係者は、前条ただし書の規定に該当する場合において、当該工事が、溶接、溶断等火花を発生する器具を使用する工事その他火災等の事故が発生するおそれがある工事である場合は、火気使用工事等届出書により工事開始日の10日前までに市長に届け出なければならぬ。

書を徴しなければならぬ。

5 市長は、法第16条の3の2第2項の規定により報告を求めるときは、報告徴収書を関係者に交付するものとする。

(軽微な変更工事の届出)

第14条 関係者は、製造所等において法第11条第1項後段の規定による変更の許可 (以下「変更許可」という。)を要しない変更工事を行おうとする場合は、軽微な変更工事届出書により工事開始日の10日前までに市長に届け出なければならぬ。ただし、工事の内容が極めて軽微であって法第10条第4項に規定する基準の内容と関係が生じない変更工事又は保安上の問題を生じさせない変更工事であることが明らかな場合は、この限りでない。

(火気使用工事等の届出)

第15条 関係者は、前条ただし書の規定に該当する場合において、当該工事が、溶接、溶断等火花を発生する器具を使用する工事その他火災等の事故が発生するおそれがある工事の場合は、火気使用工事等届出書により工事開始日の10日前までに市長に届け出なければならぬ。

。

(譲渡引渡届出書の添付書類)

第16条 法第11条第6項後段の規定により同条第1項の規定による許可を受けた者の地位を継承した旨を届け出る場合に用いる省令第7条に規定する届出書に添付する譲渡引渡を証明する書類は、譲渡引渡証明書によるほか、次の各号のいずれかの書類によるものとする。

- (1) 製造所等に関する登記事項証明書（登記簿謄本、抄本又はその写し）
- (2) 製造所等に関する売買契約書等の売買、贈与等による所有権の移転を証明する書類又はその写し
- (3) 自動車検査証の写し又は登録事項等証明書（政令第2条第6号に規定する移動タンク貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）に限る。）
- (4) 製造所等の位置、構造又は設備を変更する権限を引き渡した旨が記載された契約書等の写し
- (5) その他前各号に掲げるものに類するもの
(設置者氏名等の変更の届出)

第17条 関係者は、許可を受けている者（法第11条第6項前段の規定により許可を受けた者の地位を継承した者を含む。以下「設置者」という。）の氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があった場合（法第11条第6項後段の規定による届出に該当する場合を除く。）又は製造所等の所在する場所の地名地番に変更があった場合は、設置者氏名等変更届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

。

(使用の休止又は再開の届出)

(設置者氏名等の変更の届出)

第16条 関係者は、設置者の氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があった場合（法第11条第6項後段の規定による届出に該当する場合は除く。）又は製造所等の所在する場所の地名地番に変更があった場合は、設置者氏名等変更届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

(使用休止又は再開の届出)

第18条 関係者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める期間内に危険物製造所等使用休止・再開届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 製造所等の使用を3月以上にわたって休止する場合 休止した日から14日以内

(2) 休止している製造所等の使用を再開しようとする場合 再開しようとする日の7日前まで

2 法第14条の3の2に規定する所有者、管理者又は占有者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める点検を実施し、及び当該点検の記録の写しを前項に規定する届出書に添付しなければならない。

(1) 直近の法第14条の3の2の規定による点検を実施した日から1年を超える日以後に使用を再開しようとする場合 同条に規定する点検

(2) 移動タンク貯蔵所で、直近の漏れの点検を実施した日から省令第62条の5の4の規定による期間を超える日以後に使用を再開しようとする場合 漏れの点検

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の承認等)

第18条の2 省令第62条の5の2第3項及び省令第62条の5の3第3項の市長が保安上支障がないと認める場合は、休止する地下貯蔵タンク等に次の各号に掲げる措置が講じられている場合とする。

(1) タンク内の危険物が清掃等により完全に除去されていること。

第17条 関係者は、製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとする場合又は休止している製造所等の使用を再開しようとする場合は、危険物製造所等使用休止・再開届出書により休止しようとする日又は再開しようとする日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の承認等)

(2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口の保護箱等に鍵がかけられ、若しくは危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある配管等に閉止板が設置されていること。

2 省令第62条の5の2第3項及び省令第62条の5の3第3項の規定による市長が定める期間は、次回の点検期限となる日又は省令第62条の5の2第3項若しくは省令第62条の5の3第3項の規定により市長が延長期間が満了する日とした日から3年を経過する日の属する月の末日までとする。

3 市長は、省令第62条の5の2第3項及び省令第62条の5の3第3項の規定による漏れの点検に係る期間の延長の承認をしたときは漏れの点検期間延長承認書に、承認をしないときは漏れの点検期間延長不承認通知書に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

4 <省略>

5 第3項の承認を受けた者は、当該承認に係る地下貯蔵タンク等の使用を再開しようとするときは、休止中の地下貯蔵タンク等使用再開届出書により再開しようとする日の7日前までに市長に届け出なければならない。この場合において、使用を再開しようとする地下貯蔵タンク等の直近の漏れの点検を実施した日から省令第62条の5の2第2項又は省令第62条の5の3第2項の規定による期間を超える日以後に使用を再開しようとする場合は、届け出るまでに漏れの点検を実施し、及び当該点検の記録の写しを届出書に添付しなければならない。

(資料の提出)

第19条 関係者は、第11条第2項及び第12条の2第2項に規定するもののほか、次の各号

第17条の2 市長は、省令第62条の5の2第2項ただし書及び省令第62条の5の3第2項ただし書の規定による漏れの点検に係る期間の延長の承認をしたときは漏れの点検期間延長承認書に、承認をしないときは漏れの点検期間延長不承認通知書に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

2 <省略>

3 第1項の承認を受けた者は、当該承認に係る地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の使用を再開しようとするときは、休止中の地下貯蔵タンク等使用再開届出書により再開しようとする日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(資料の提出)

第18条 関係者は、次の各号に掲げる場合には、資料提出書に資料を添付して速やかに市長に

のいずれかに該当する場合には、資料提出書に資料を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

(1) <省略>

(2) 賃貸借、運営委託等により、管理者若しくは占有者の地位を継承した場合又は管理者若しくは占有者の氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があった場合（法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当しない場合に限る。）

(3) <省略>

（危険物等の収去）

第20条 <省略>

（危険物の在庫管理等に関する計画の届出）

第21条 <省略>

（許可書の再交付）

第22条 設置者は、許可書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、危険物製造所等設置・変更許可書再交付申請書により市長に再交付を申請することができる。

2 <省略>

3 市長は、第1項の規定による申請について再交付をするときは、再交付年月日を備考欄に記載した許可書に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

4 許可書を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した許可書を発見した場合は、当該許可書を速やかに市長に提出しなければならない。

（タンク検査済証の再交付）

第23条 設置者は、市長が交付したタンク検査

提出しなければならない。

(1) <省略>

(2) 賃貸借、運営委託等により、管理者又は占有者の地位を継承した場合又は継承した者の氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があった場合（製造所等の位置、構造又は設備を変更する権限の移動がない場合に限る。）

(3) <省略>

（危険物等の収去）

第19条 <省略>

（危険物の在庫管理等に関する計画の届出）

第20条 <省略>

（許可書の再交付）

第21条 許可を受けている者（法第11条第6項前段の規定により許可を受けた者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）は、許可書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、危険物製造所等設置・変更許可書再交付申請書により市長に再交付を申請することができる。

2 <省略>

3 市長は、第1項の規定による申請について再交付をするときは、再交付年月日を記載した許可書に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

4 許可書を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した許可書を発見した場合は、当該許可書を10日以内に市長に提出しなければならない。

（タンク検査済証の再交付）

第22条 許可を受けている者で、タンク検査済

済証（省令様式第14副を除く。以下同じ。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、タンク検査済証再交付申請書により市長に再交付を申請することができる。ただし、当該タンクが確認できないものにあつては、この限りでない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、タンク検査済証の再交付について準用する。この場合において、「許可書」とあるのは「タンク検査済証」と、「備考欄に」とあるのは「証明欄に」と読み替えるものとする。

（申請の取下げ）

第24条 次の各号に掲げる申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、申請取下届出書を市長に（第4号に掲げる申請については、消防長に）提出しなければならない。

(1) <省略>

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) 省令第1条の6の規定による仮の貯蔵又は取扱いの申請

(5)から(7)まで <省略>

（設置又は変更の取りやめ）

第25条 許可を受けた者が、完成検査前に当該許可を受けた製造所等の設置又は位置、構造若しくは設備の変更を取りやめようとするときは、危険物製造所等設置・変更取りやめ届出書に、当該許可に係る許可書及び申請書1部を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、変更の許可を受けた者は、当該変更の許可に伴い仮使用承認を受けている場合は、第5条第1項に規定する危険物製造所等仮使用

済証（省令様式第14副を除く。以下同じ。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、タンク検査済証再交付申請書を市長に提出することにより再交付を申請することができる。ただし、当該タンクが確認できないものにあつては、この限りではない。

2 第21条第2項から第4項までの規定は、タンク検査済証の再交付について準用する。この場合において、「許可書」とあるのは「タンク検査済証」と読み替えるものとする。

（申請の取下げ）

第23条 次の各号に掲げる申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、申請取下届出書を市長に（第1号に掲げる申請については、消防長に）提出しなければならない。

(1) 第2条の規定による仮の貯蔵又は取扱いの承認の申請

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5)から(7)まで <省略>

（設置又は変更の取りやめ）

第24条 許可を受けた者が、完成検査前に当該許可を受けた製造所等の設置又は製造所等の位置、構造若しくは設備の変更を取りやめようとするときは、危険物製造所等設置・変更取りやめ届出書に、当該許可に係る許可書及び申請書1部を添付して市長に提出しなければならない。

<p><u>承認書を届出書に添付しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により届出書の提出があった場合において、前項後段に規定する場合は、仮使用承認を取り消すものとする。</u></p> <p>(申請書等の提出部数等)</p> <p><u>第26条</u> <省略></p> <p>(諸書類の様式)</p> <p><u>第27条</u> <省略></p> <p>(委任)</p> <p><u>第28条</u> <省略></p>	<p>(申請書等の提出部数等)</p> <p><u>第25条</u> <省略></p> <p>(諸書類の様式)</p> <p><u>第26条</u> <省略></p> <p>(委任)</p> <p><u>第27条</u> <省略></p>
---	---

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。